

報告第 15 号

宇都宮地域合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定に基づき，平成 17 年 1 月 31 日をもって，宇都宮地域合併協議会を廃止することとしたので報告する。

平成 17 年 1 月 31 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一



宇都宮地域合併協議会の廃止に関する協議書

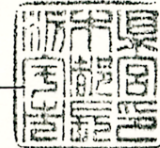
宇都宮市，上三川町，上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は，宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の廃止に関する協議について，構成市町すべての議会において議決を経たので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき，平成17年1月31日をもって協議会を廃止する。

この協議の成立を証するため，本書4通を作成し，構成市町の長が記名押印し，それぞれが1通を保有する。

平成17年1月25日

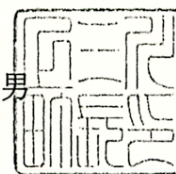
宇都宮市長

佐藤 栄



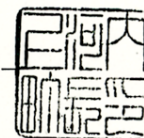
上三川町長

猪瀬 成男



上河内町長

手塚 順



河内町長

玉生 勝経

